

昭和五十五年一月三十一日提出
質問 第二号

基地問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年一月三十一日

提出者 岩垂寿喜男

衆議院議長 灘尾弘吉 殿

基地問題に関する質問主意書

厚木海軍飛行場（以下「本件飛行場」という。）周辺においては、軍用機の飛行及びエンジンテストに起因する騒音公害及び墜落事故の不安が付近住民より訴えられて久しいが、以下各項目について明らかにされたい。

一 墜落事故について

1 安保条約第六条に基づく地位協定第六条に基づいて本件飛行場をアメリカ合衆国に提供して以降今日までの、本件飛行場より離陸し或いは本件飛行場に飛来しようとしたアメリカ合衆国軍隊の航空機の墜落又は落下物による事故（以下「墜落事故等」という。）の発生状況（発生前月日、発生場所、機種、事故の原因、被害の状況―塔乗員の死傷を含む。）を明らかにされたい。

2 昭和四十六年本件飛行場が共同使用となつて以降今日までの、本件飛行場より離陸し或いは本件飛行場に飛来しようとした自衛隊の航空機による墜落事故等の発生状況（発生年月日、発生場所、機種、事故の原因、被害の状況―塔乗員の死傷を含む。）を明らかにされたい。

3 安保条約発効後今日までの、アメリカ合衆国軍隊の使用している飛行場に発着する航空機による墜落事故等について各年度毎の発生件数並びに人的物的被害の総量について明らかにされたい。

4 自衛隊発足後今日までの、自衛隊の航空機による墜落事故等について各年度毎の発生件数並びに人的物的被害の総量について明らかにされたい。

5 ボーイング七二七、ダグラスDC―8、F―8クルーセイダー及びF―4Jファントムの各事故率（総飛行時間と墜落事故の比）を明らかにされたい。

二 騒音について

1 本件飛行場周辺において、本件飛行場に発着する航空機及びエンジンテストに起因する騒音について測定したことがあるのか、あるとすればその時期、方法、場所及び結果について明らかにされたい。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第四条に基づき、本件飛行場に係る第一種区域を指定するために、防衛施設庁が実施した騒音調査で得られた全測定地点における全騒音記録を明らかにされたい。

3 昭和三十八年九月十九日日米合同委員会において、「軍用上の必要に応じ及び合衆国軍隊の態勢を保持する上に緊要を認められる場合を除き午後一〇時から午前六時までの間本件飛行場におけるすべての活動（飛行及びグループランアップ）が禁止される」旨の合意がなされているが、右合意時以降今日までの間に、アメリカ合衆国軍隊の航空機が右禁止時間帯に飛行した件数について各月毎に明らかにされたい。

4 本件飛行場に発着するアメリカ合衆国軍隊の航空機に対して、その離陸若しくは着陸の方法及び飛行の方法についてなされている指示の内容について明らかにされたい。

三 規制について

航空基地に関する騒音規制、飛行規制について、我が国における規制内容をアメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国のそれに対比して明らかにされたい。

右質問する。